

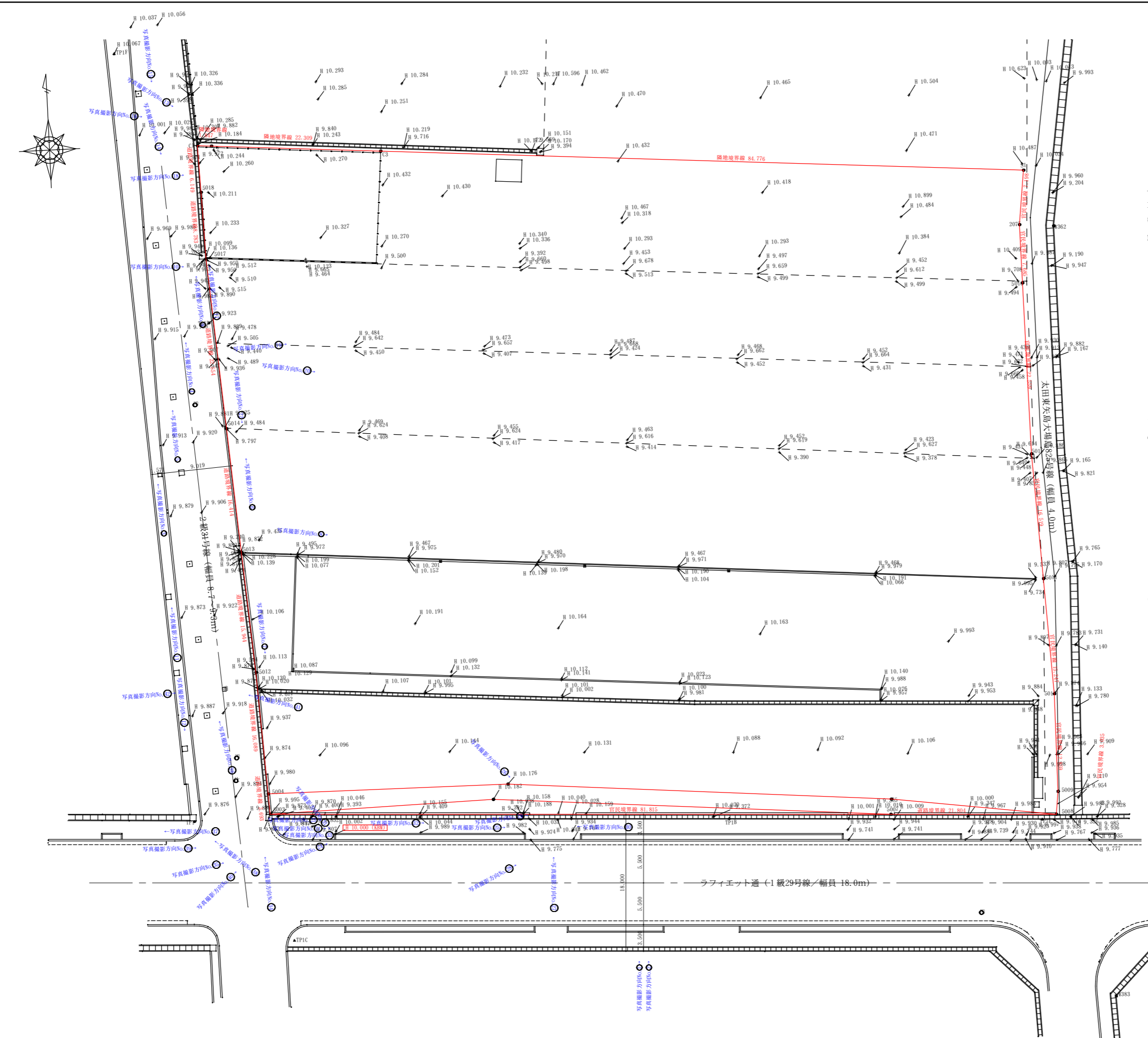
所在地	地番	地目	地積	所有者住所	氏名
太田市飯塚町	598-3	雑種地	347 m <sup>2</sup>		太田市
太田市飯塚町	599-4	雑種地	1,257 m <sup>2</sup>		太田市
太田市飯塚町	600-1	田	2,393 m <sup>2</sup>	飯塚町738	伊藤 博
太田市飯塚町	601-1	雑種地	1,630 m <sup>2</sup>	飯塚町721	和田真幸
太田市飯塚町	601-3	田	1,727 m <sup>2</sup>	飯塚町738	伊藤 博
太田市飯塚町	602-1	田	1,527 m <sup>2</sup>	飯塚町甲924	和田明美
太田市飯塚町	602-3	雑種地	197 m <sup>2</sup>	飯塚町923	伊藤 博
太田市飯塚町	603-1	田	80 m <sup>2</sup>	飯塚町1036	岡田治久
		合計面積	9,158 m <sup>2</sup>		

【調査事項】 上下水その他のインフラ整備状況

上水道 ラフィエット通りの歩道内にDIP-200mm が、市民会館通りにDIP-100mmがそれぞれ敷設されている  
 下水道 ラフィエット通り及び市民会館通りに公共下水道管が敷設されている  
 消火栓 市民会館通りに消火栓 (DIP-100mm) が敷設されている

飯塚地区地区計画 【B地区及びC地区のみ抜粋】

- 地区計画の目標  
 本地区は中心市街地の南に位置し、(都)飯塚西新町線と(都)小舞木寄木戸線が接する区域である。近隣には住宅、学校、病院、公共施設などが機能的に立地しており、太田市都市計画マスタープランにおける生活拠点として位置付けられている地で、民間事業者による計画的な商業系整備事業により生活拠点の形成を図る地区である。本地区の特徴を生かした良好な生活空間としての生活拠点の創出のため、居住機能を補完する生活利便施設等の適正な立地誘導と、周辺環境・景観との調和のとれた市街地形成を図ることを目標とする。
- 土地利用の方針  
 幹線道路沿道における利便性を生かした商業施設や利便施設を計画的に立地誘導し、周辺環境と調和した適正な土地利用の誘導を図る。  
 生活拠点にふさわしい生活環境の創出のため、緑地等を適正に配置し、既存の住環境の維持保全に努め、調和のとれた健全な土地利用を図る。
- 地区施設の整備方針  
 地区施設については、地区環境に配慮した整備を行うとともに、その機能が損なれないよう施設管理者が適切に維持・保全を図る。
- 建築物等の整備の方針  
 地区の細区分に応じて、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度の制限、壁の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。
- 建築物等の用途の制限【B地区及びC地区】  
 次に掲げる建築物は建築してはならない。  
 (1) 店舗、事務所その他これらに類するもので床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの  
 (2) カラオケボックスその他これに類するもの  
 (3) ホテル又は旅館  
 (4) マージャン屋、ばちこ屋、射的場、動物投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの  
 (5) 劇場、映画館、演劇場又は観覧席のうち客席の部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>以上のもの  
 (6) 自動車教習所  
 (7) 食料店を営む倉庫  
 (8) 畜舎(犬、猫等の小動物の畜舎で15m<sup>2</sup>を超えないものを除く。)  
 (9) 工場(店舗に付随する作業場及び自動車修理工場で作業場の床面積の合計が150m<sup>2</sup>を超えないものを除く。)  
 (10) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の9で定め危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
- 建築物の敷地面積の最低限度【B地区及びC地区】 200m<sup>2</sup>  
 ただし、公衆便所、巡回派出所その他これに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りでない。
- 壁面の位置の制限  
 【B地区】 外壁等の面から敷地面積線までの距離は、次に掲げるものを除き1m以下でなければならない。  
 (1) 物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが2.3m以下かつ、床面積の合計が10m<sup>2</sup>以下のもの  
 (2) 軒の高さが2.3m以下の車庫  
 (3) 出窓等で、外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの  
 (4) 住宅の用に供するもの  
 【C地区】 外壁等の面から都市計画道路飯塚西新町線及び都市計画道路小舞木寄木戸線までの距離は、次に掲げるものを除き1m以上でなければならない。  
 (1) 物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが2.3m以下かつ、床面積の合計が10m<sup>2</sup>以下のもの  
 (2) 軒の高さが2.3m以下の車庫  
 (3) 出窓等で、外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの
- 建築物の高さの最高限度  
 【B地区】 地盤面から2.0m以下  
 【C地区】 地盤面から1.2m以下
- 建築物等の形態又は意匠の制限  
 建築物の外壁・屋根は、刺激的な色彩、装飾を避け、美観・風致を損なわないうものとする。また、広告物も、刺激的な色彩、装飾により美観・風致を損なわないうものとし、壁面広告は、建築物の高さを超えないものとする。
- 土地利用に関する事項  
 商業施設等の立地に際しては、敷地内における積極的な緑化に努めるとともに、地への環境影響等に配慮し、要とされる場合には、緩衝帯としての緑地等の設置に努めること。



A3版縮尺 1/500